

健康福祉局
区役所
保健所

区役所処務規程及び名古屋市保健所処務規程の一部を次のように改正する。

令和 6 年12月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

(区役所処務規程の一部改正)

第 1 条 区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第 1 条 区役所に次の組織を置く。 (略) 保健福祉センター (略) 保健予防課 (略) 課 長 補 佐 (包括的支援等の推進)	第 1 条 区役所に次の組織を置く。 (略) 保健福祉センター (略) 保健予防課 (略) 課 長 補 佐 (包括的支援等の推進) <u>担 当 課 長 (医務) (守山区に限る。)</u>
2 (略) 第 1 条の 3 保健管理課及び健康安全課並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する担当課長並びに環境薬務課、公害対策課及び保健予防課は、福祉部に属しないものとする。	2 (略) 第 1 条の 3 保健管理課、 <u>健康安全課及び保健予防課</u> 並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する担当課長並びに環境薬務課及び公害対策課は、福祉部に属しないものとする。
第 2 条 課の分掌事務及び担当課長の分担	第 2 条 課の分掌事務及び担当課長の分担

事項は、次のとおりとする。 (略) 保健福祉センター (略) 保健予防課 (1)～(10) (略) 2・3 (略)	事項は、次のとおりとする。 (略) 保健福祉センター (略) 保健予防課 (1)～(10) (略) <u>担当課長(医務)</u> <u>(1) 区長の指定する医務に関すること。</u> 2・3 (略)
--	--

(名古屋市保健所処務規程の一部改正)

第2条 名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 (略) 保健センター (略) 保健予防課 (略) 課長補佐(保健看護)	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 (略) 保健センター (略) 保健予防課 (略) 課長補佐(保健看護) <u>担当課長(医務)(守山の保健センターに限る。)</u>
第4条 保健所の分掌事務並びに担当部長及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 (略) 保健センター (略) 保健予防課 (1)～(16) (略) 2～9 (略)	第4条 保健所の分掌事務並びに担当部長及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 (略) 保健センター (略) 保健予防課 (1)～(16) (略) <u>担当課長(医務)</u> <u>(1) 医務に関すること。</u> 2～9 (略)

附 則

この達は、令和7年1月1日から施行する。